

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報が掲載されています。

必ずこの説明書を
最後まで
お読みください

もしもお読みいただかないまま、
ご契約されると……？



いざ、というとき
困ったことに……

保険の内容を
勘違いしていた……!



ご不明な点や「海外旅行保険ハンドブック」をご確認されたい場合は、
ご遠慮なく代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約者(🏠¹)と被保険者(🏠²)が異なる場合は、ご契約者から
契約内容、本説明書の内容を被保険者全員にご説明ください。



- ・弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- ・留学等をされる場合で、保険証券または契約証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または弊社までお申し出ください。

I 契約概要のご説明

海外旅行保険の、特に重要な
情報をご説明したものです。

ステップ 1 補償内容について

ステップ 2 保険料・その他について

❗ ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、「海外旅行保険ハンドブック」や「パンフレット」をご確認ください。



ステップ 1 補償内容について

① 海外旅行保険のしくみ

海外旅行中の、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、病気の発病、携行品の盗難といったさまざまな事故に対して保険金をお支払いします。

- ❗ 海外に永住される方や帰国予定のない方を被保険者(🏠²)とするご契約はできません。
- ❗ 被保険者(🏠²)またはそのご家族が、既に他の同種の保険商品等をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては、補償内容を十分ご確認ください。

② 保険金をお支払いする主な場合

- ・主な保険金について記載しております。また、ご契約の内容によってセットできる保険金の種類の組み合わせ等は異なります。
- ・ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

詳しくは代理店
または弊社まで
お問い合わせください。



傷害死亡保険金

お支払いする場合 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合

お支払い額 傷害死亡保険金額の全額

- ❗ 同一のケガにより、すでに支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、下記の額をお支払いします。
お支払い額 = 傷害死亡保険金額 - すでに支払われた傷害後遺障害保険金の額

傷害後遺障害保険金

お支払いする場合 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合

お支払い額 (後遺障害の程度に応じて) 傷害後遺障害保険金額の3%～100%

- ❗ お支払い額は、保険期間を通じて合計で傷害後遺障害保険金額が限度となります。



🏠¹ 【ご契約者】……………

保険契約の当事者（保険料をお支払いいただく方）であり、保険契約上のさまざまな権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。

🏠² 【被保険者】……………

保険の対象となる方のこと。

治療・救援費用保険金

治療費用部分

- お支払いする場合** ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合
②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合*1
③海外旅行中に感染した特定の感染症がもとで、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合
- お支払い額** 実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額
- ! ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限りま。



救援費用部分

- お支払いする場合** ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上続けて入院された場合
③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合
④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合
⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合
- お支払い額** ご契約者^(※1)、被保険者^(※2)または被保険者の親族の方が実際に支出した親族のかけつけ費用等で社会通念上妥当と認められる金額

! お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療・救援費用保険金額が限度となります。

疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金

(インターネットや空港に設置している自動引受機でお申込み手続きを行われる場合等はセットできません)

- お支払いする場合** ①治療費用部分
海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*2により医師の治療を受けられた場合
②救援費用部分
海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*2により3日以上続けて入院された場合
- お支払い額** 実際に支出した治療費用、救援費用等で社会通念上妥当と認められる金額かつ同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額
- ! 治療費用部分・救援費用部分のお支払い額は、1回の病気につき合計で300万円が限度となります。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額が限度となります。
- ! 医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限りま。また、住居(被保険者^(※2)が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。

疾病死亡保険金

- お支払いする場合** ①海外旅行中に病気で死亡された場合
②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合*1
③海外旅行中に感染した特定の感染症によって、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合
- お支払い額** 疾病死亡保険金額の全額

賠償責任保険金

- お支払いする場合** 海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合
- お支払い額** 損害賠償金の額



! 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。
※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

携行品損害保険金

- お支払いする場合** 海外旅行中に携行品*3が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合
- お支払い額** 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計で5万円)を限度とした損害額



! お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。また、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は30万円となります。
※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

偶然事故対応費用保険金

- お支払いする場合** 海外旅行中の偶然な事故*4により被保険者^(※2)が次の費用の負担を余儀なくされた場合
①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③食事代 ④国際電話料等通信費 ⑤渡航手続費 ⑥渡航先での各種サービス取消料等 ⑦身の回り品購入費
- お支払い額** 実際に支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額(払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額等を除きます。)



! お支払いする保険金は、保険期間を通じて①~⑦の合計で偶然事故対応費用保険金額が限度となります。(ただし、③食事代については偶然事故対応費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。また、⑦身の回り品購入費については、①~⑥とは別に、偶然事故対応費用保険金額の2倍が保険期間中の限度となります。
※費用の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

- *1 海外旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りま。
- *2 海外旅行中に生じることについて被保険者^(※2)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。
- *3 カメラ、カバン、衣類等被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために無償で借り入れた身の回り品をいい、現金や小切手等を除きます。
- *4 本保険金における「偶然な事故」とは、公的機関、交通機関、旅行会社などによって事故の発生が証明されるものに限りま。また、③食事代は航空機の出発遅延・欠航・運休、着陸地変更等により6時間以内に代替機が利用できなかったために負担した費用、⑦身の回り品購入費は航空会社に運搬を委託した手荷物が航空機到着後6時間以内に運搬されなかった場合に到着後96時間以内に目的地において負担した費用に限りま。

③ 保険金をお支払いしない主な場合

- P.4記載の「保険金をお支払いしない主な場合」とあわせてご確認ください。
- 詳細は「海外旅行保険ハンドブック」に掲載している特約^(※3)の「保険金を支払わない場合」等の項目をご確認ください。

- 傷害死亡保険金**・海外旅行開始前、終了後に発生したケガ、旅行開始前に発病した病気による治療費用(疾病に関する応急治療・救援費用担保特約がセットされている場合で、疾病に関する応急治療・救援費用保険金のお支払いの対象となるときを除きます。)
- 傷害後遺障害保険金**・同上
- 治療・救援費用保険金**・妊娠・出産・早産・流産およびこれらが原因の病気、歯科疾病による治療費用等
- 疾病死亡保険金**・海外でのカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療費用 など



③ [特約] 普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するもの。なお、特約だけで契約することはできません。



**疾病に関する
応急治療・
救援費用担保特約
に係る治療・
救援費用保険金**

・次のような場合：旅行終了後に治療を開始した場合、その病気の治療または症状の緩和を目的とする旅行であった場合、海外旅行開始前において、被保険者⁽¹⁾が渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合
 ・次のような費用：旅行中も支出することが予定されていた透析、義手義足、ペースメーカー、車椅子等その他器具の使用に関わる費用、温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用、あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティック等の費用、運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用、臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用、眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用、毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用、不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用 など

賠償責任保険金

・職務遂行に関する賠償責任
 ・航空機、船舶、車両^{*5}、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任
 ・受託品(レンタル会社より賃借した旅行用品等を除きます。)に関する賠償責任
 ・親族に対する賠償責任 など

*5 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等は保険金お支払いの対象となります。

携行品損害保険金

・補償の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如・自然の消耗・サビ・変色・虫食い
 ・置き忘れ・紛失
 ・山岳登山(ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用するもの)等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害
 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
 ・差し押え、破壊等の公権力の行使による損害 など

**偶発事故対応費用
保険金**

・ご契約者⁽¹⁾、被保険者⁽²⁾、保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反
 ・地震、噴火またはこれらによる津波
 ・妊娠・出産・早産・流産およびこれらが原因の病気、歯科疾病
 ・運行時刻が定められていない交通機関(例：タクシー)の遅延または欠航・運休
 ・山岳登山・航空機操縦等の危険な運動、自動車等による公道外での競技・競争・試運転中などに生じたケガ など

④ その他のオプション(特約⁽³⁾)について

(注)空港に設置している自動引受機でお申込み手続きを行う場合、下記オプション(特約⁽³⁾)をセットすることはできません。

家族旅行特約	同行される家族(ご本人の配偶者、生計を共にする同居の親族・別居の未婚のお子様に限ります。)をまとめてご契約いただく場合にセットする特約です。本特約をセットした場合には、補償内容が一部変更となりますので、パンフレット等にてご確認ください。	
保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いしない主な場合
航空機 寄託手荷物 保険金 ^{*6}	乗客として搭乗する航空機到着後6時間以内に、航空会社に運搬を寄託した手荷物が目的地に運搬されなかった場合 お支払い額 到着後96時間以内に目的地で負担した衣類・生活必需品購入費等 ! 1回の事故について10万円が限度となります。手荷物の到着以降に支払った費用に対してはお支払いできません。	・ご契約者 ⁽¹⁾ 、 被保険者 ⁽²⁾ 、 保険金受取人の 故意、重大な過 失または法令違 反 ・地震、噴火また はこれらによる 津波 など
航空機遅延 保険金 ^{*7}	①航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休等により、出発予定時刻から6時間以内に代替機が利用できない場合、②搭乗した航空機の遅延等により、乗継便に搭乗できず、かつ乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合 お支払い額 実際に支出した宿泊施設の客室料、食事代、交通費等の費用のうち、社会通念上妥当と認められる金額 ! 1回の事故について2万円を限度とします。	・ご契約者 ⁽¹⁾ 、 被保険者 ⁽²⁾ 、 保険金受取人の 故意、重大な過 失または法令違 反 ・地震、噴火また はこれらによる 津波 など

*6 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。

*7 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。

ステップ **2 保険料・その他について**

⑤ 保険期間(保険のご契約期間)

保険期間(保険のご契約期間)は旅行期間にあわせて、最長2年までの間で設定してください。

- ・この保険では、旅行期間とは海外旅行のために住居を出発してから住居に帰るまでをいいます。
- ・交通機関が遅延または欠航・運休した場合、被保険者⁽²⁾が医師の治療を受けられた場合等には、一定の期間を限度として、保険期間が延長されることがあります。
- ・実際にお客様がご契約される保険期間については、申込書にてご確認ください。

⑥ 保険金額等の引受条件

保険金額は原則としてご契約タイプのなかからお選びください。

- ・各保険金額とも引受の限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、被保険者⁽²⁾の年齢・年取などに応じた引受の限度額がありますので、特に被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する被保険者の同意がない場合にはご注意ください。
- ・実際にお客様がご契約される保険金額については、申込書にてご確認ください。

⑦ 保険料と払込方法

- ・保険料は被保険者⁽²⁾の年齢・保険金額・保険期間・旅行中に行う運動などにより決定されます。実際にお客様にお支払いいただく保険料については、申込書にてご確認ください。
- ・保険料の払込方法はご契約と同時に(インターネットでお申込み手続きを行われる場合はクレジットカードで)全額を払い込む一時払となります。

⑧ 満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金

- ・この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ・ご契約を解約⁽⁴⁾される場合は、代理店または弊社までご連絡ください。
 なお、解約された場合、契約内容や解約の条件により、未経過期間⁽⁵⁾に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いできる場合がございます。

◆東京海上日動火災保険株式会社
 保険の内容に関するご意見・ご相談等は
 お客様相談センターにて承ります。

0120-650-350
 受付時間：平日 午前9時～午後8時
 土・日・祝日 午前9時～午後5時
 (年末年始を除きます。)

保険に関する
ご意見・ご相談等
(国内から)

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

◆(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

0570-022808
 受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
 (土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

4 **【解約】**.....
 ご契約者⁽¹⁾からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

5 **【未経過期間】**.....
 保険期間のうち、まだ経過していない期間のこと。



Ⅱ 注意喚起情報のご説明

お客様にとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい情報をご説明したものです。

ステップ 1 ご契約時にご注意ください



ステップ 2 ご契約後にこんなことがあった場合は

❶ ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、「海外旅行保険ハンドブック」や「パンフレット」をご確認ください。

ステップ 1 ご契約時にご注意ください

① 保険金をお支払いしない主な場合

- P.2～3記載の「保険金をお支払いしない主な場合」とあわせてご確認ください。
- 傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救済費用保険金、疾病死亡保険金では、次に掲げる事由によって生じたケガ、病気や損害等に対しては保険金をお支払いいたしません。なお、詳細は「海外旅行保険ハンドブック」に掲載している特約^(▲3)の「保険金を支払わない場合」等の項目をご確認ください。
 - ・戦争、その他の変乱(「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為は保険金お支払いの対象となります。)
 - ・放射線照射、放射能汚染

など

② 告知義務(ご契約時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務)

申込書等に★や☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。

申込書等に★または☆が付された事項については、ご契約時に申込書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除^(▲6)することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には告知受領権があります)。告知事項は、以下の事項となります。

被保険者^(▲2)の生年月日



他の保険契約等*1を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)

海外旅行中にお仕事に従事する場合には、その内容

*1 「保険契約等」とは、海外旅行保険(クレジットカードにセットされている海外旅行保険を含みます)、普通傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、家族傷害保険、所得補償保険、積立型の傷害保険等の保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

③ 死亡保険金受取人の指定

- ・死亡保険金は原則として法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず被保険者^(▲2)の同意を得てください。同意のないままにご契約をされた場合、保険契約は無効となります。
- ・企業等がご契約者^(▲1)および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とするご契約については、被保険者のご家族等に対し、保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。
- ・インターネットや空港に設置している自動引受機でお申込み手続きを行うご契約については、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

④ 責任開始期(保険の補償が開始される時期)

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時*2に開始します。

*2 セットされる特約^(▲3)によっては異なる場合があります。

❶ 保険期間が始まった後であっても、以下の損害等に対しては保険金をお支払いできません。

- ・ご契約の代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害等
- ・インターネットでお申込み手続きを行うご契約について、クレジットカードのご利用代金の引落しができなかった場合で、別途ご請求させていただく保険料を弊社が領収する前に生じた事故による損害等

⑤ 保険料の払込猶予期間

保険料は特定の特約^(▲3)をセットした場合を除き、ご契約またはご契約の変更と同時に支払ってください。ただし、インターネットでお申込み手続きを行われるご契約については、クレジットカードで保険料をお支払いいただけます。

⑥ 共同保険について

引受保険会社は単独別個に保険契約上の責任を負います。

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

⑦ 包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約について

原則として、ご契約者^(▲1)が契約内容変更に関する請求権、解約請求権等を有します。

その他、保険料の払込みの取扱い等が一般のご契約とは異なりますので、詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

6 【解除】
弊社からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

⑧ 通知義務(ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または弊社にご連絡いただく義務)等

申込書等に☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項です。

申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は以下の事項となります。
※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

・海外旅行中に従事するお仕事の内容が変わる場合*3

*3 下記のお仕事に変更となる場合には、弊社からご案内するご契約内容に変更いただいたり、ご契約を解除(★6)させていただくことがあります。詳細はご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。

- ・プロボクサー、プロキックボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高いお仕事

なお、通知義務の対象ではありませんが、ご契約者(★1)の住所等を変更した場合にもご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

⑨ 解約(★4)と解約返れい金

ご契約の解約は、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

- ・被保険者(★2)からのお申し出によりご契約を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細につきましては、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、ご契約者(★1)から被保険者全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- ・契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還させていただくことがあります。
- ・返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、旅行期間終了までご契約はぜひ継続されることをご検討ください。

⑩ クーリングオフ(★7)したいとき(クーリングオフ説明書)

クーリングオフできる場合

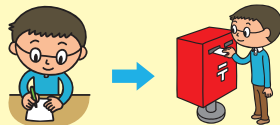
保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても、ご契約の申込日または本書面の受領日いずれか遅い日から起算して8日を経過するまでであれば、ご契約の撤回・解約(★4)(クーリングオフ)を行うことができます。

- ・すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

クーリングオフの方法

上記期間内(8日を経過するまでの消印有効)に、記入例をご確認の上、右記のクーリングオフ受付係あてに必ず郵送にてご通知ください。

- ❗ ご契約を申込みされた代理店ではクーリングオフのお申し出を受けられません。



- *4 申込書控の右上に記載しております。
- *5 保険料領収証の右上に記載しております。証券番号が不明の場合にご記入ください。

〈記入例〉

郵便はがき
〒100-0001-0004
東京海上自動車火災保険株式会社
クーリングオフ受付係 行

東京海上自動車火災保険株式会社
事務アウトソーシング(株)内
東京海上自動車火災保険株式会社
クーリングオフ受付係 行

東京都千代田区大手町一丁目二階
日本ビルヂング三三階

下記の保険契約をクーリングオフします。

申込人住所
氏名 (印)
電話 自宅 ()
勤務先 ()
・申込日:
・保険種類:
・証券番号(または契約証)*4:
(領収証番号*5:)
・取扱営業店:
・取扱代理店:

ご返金について

クーリングオフされた場合、すでにお払込みになった保険料は、すみやかにご契約者(★1)にお返しいたします。また、代理店または弊社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。

- ❗ ご契約を解約される場合には、保険期間の開始日からご契約の解約日までの期間に相当する保険料を、日割りでお支払いいただく場合がございます。

❗ クーリングオフできない場合

次のご契約はクーリングオフできませんので、ご注意ください。

- ・保険期間が1年以下のご契約(自動継続特約をセットした契約を含みます。)
- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- ・金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約(保険金請求権に質権が設定されたご契約等)
- ・通信販売特約により申込みされたご契約

★7 [クーリングオフ]
一定期間(8日間)を経過するまでに、保険契約申込みの撤回や解約ができる制度のこと。ただし、クーリングオフができる場合には、一定の条件があります(保険期間1年超のご契約など)。

11 事故が発生した場合

事故が発生した場合には、30日以内にご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
 - ・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
 - ・レントゲン・MRIなどの傷または疾病の程度を証明する書類または証拠
 - ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- 被保険者(※2)に保険金を請求できない事情があり、代理人がない場合は、被保険者の配偶者または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金のお支払い対象となる治療を受けられる場合は、必ず病院に行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご連絡ください。ご連絡をいただけない場合は、一旦治療費用をお互替のうえ、後日弊社に保険金を請求していただく場合があります。また、弊社が保険金をお支払いした場合でも、後日の調査の結果、保険金をお支払いできないケースに該当することが判明したときは、弊社が病院に対して負担した治療費用等をご返却いただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。



12 保険会社が破綻したとき

引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・「損害保険契約者保護機構」の補償対象となる場合の保険金・返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。



個人情報に関するご案内

1. 弊社および東京海上グループ(※)各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
 - ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③弊社と東京海上グループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
 - ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること※「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。
東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、弊社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、弊社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。
2. 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、弊社までご照会ください。また、損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は、弊社までご照会ください。

◆東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等は
お客様相談センターにて承ります。

 **0120-650-350**

受付時間: 平日 午前9時~午後8時
土・日・祝日 午前9時~午後5時
(年末年始を除きます。)

保険に関する
ご意見・ご相談等
(国内から)

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

東京海上日動海外総合サポートデスクでは、ご旅行中に病気やケガ、盗難などのさまざまなトラブルが生じた場合に、担当スタッフが各種相談に日本語でお応えします。全世界からのお電話を受け付けます。ご利用の詳細につきましては、保険証券または契約証とセットでお渡しいたします「海外旅行保険ハンドブック」の該当ページをご確認ください。

事故のご連絡
保険に関する
ご相談(海外から)

◆(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

 **0570-022808**

受付時間: 平日 午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)

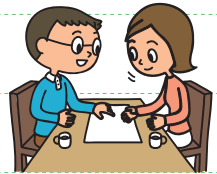


ご契約内容 確認事項 (意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に沿った内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。
お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認くださいませようようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

1 ご契約される保険が以下の点でお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または弊社までお申し出ください。

- 「支払われる保険金」および「保険金をお支払いする場合」*
- 保険期間(保険のご契約期間。最長2年までの間で旅行期間に合わせて設定してください。)*
- 保険金額(ご契約金額)*
- 保険料*



2 申込書の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込書の訂正が必要となりますので、代理店または弊社までお申し出ください。

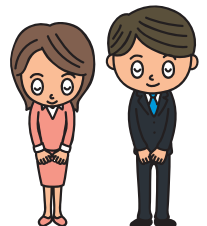
- 申込書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？
- 『家族旅行特約をセットする場合のみ』ご確認ください。*
 - 被保険者の範囲についてご確認くださいませましたか？
- 『海外旅行中にお仕事に従事される方のみ』ご確認ください。
 - 申込書の「海外旅行中に従事する職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？
- 『旅行中に下記の運動等を行う場合のみ』ご確認ください。
 - 下記の運動等を行うことについて、代理店または弊社にお申し出いただきましたか？

下記の運動等を行う場合はあらかじめ割増保険料が必要となる場合があります(割増保険料をいただけない場合、下記の運動等を行っている間の事故は保険金が削減されたり、保険金をお支払いできないことがあります)。

- 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)
- リュージュ、ボブスレー、スケルトン
- 航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)操縦(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)
- スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラブレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロブレーン搭乗
- その他これらに類する危険な運動
- 以下の乗用具による競技・競争・興行(いずれも練習を含む)または試運転、競技場でのフリー走行等
自動車、原動機付自転車、ゴーカート、モーターボート、水上オートバイ、スノーモービルその他これらに類する乗用具

3 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認くださいませましたか？

特に「注意喚起情報のご説明」には、お客様にとって不利益となる情報や、「保険金をお支払いしない主な場合」「告知義務」「通知義務等」が記載されていますので必ずご確認ください。



* 詳細については重要事項説明書、パンフレット等をご確認ください。
また、実際のお客様のご契約内容については申込書にてご確認ください。